

令和7年度 豊かな体験活動（トライしようDAY）実施要項

1 趣 旨

各地域で実施される行事、奉仕活動、体験活動、交流活動に対して、地域の協力のもと小学生が主体的に参加することにより、自ら学ぶ心、自他の生命や故郷を大切にすること等の豊かな人間性や社会性を育む。

2 事業の対象者

市立小学校1年生～6年生及び特別支援学校小学部1年生～6年生の児童の希望者
※参加対象学年は、地域の実情に合わせて判断する。

3 実施時期

長期休業日中や土・日曜日、あるいは平日の放課後に実施する。

4 助成対象

小学生が主体的に参加する事業

5 実施内容

各地域の実態に合わせて、児童が主体的に活動できる奉仕活動、体験活動等を企画するものとする。

- (1) 保護者や子ども会、地域の青少年育成関係者や住民等で校区実行委員会を組織し、（まちづくり協議会を主体とすることも可能）児童の希望・興味・関心や保護者の思いなどを把握した上で活動内容を決定する。

【内容例】

地域の行事への参加（伝統文化の体験、芸能創作活動等）
自然体験活動（里山探検、環境調査）
生産体験活動（農業、林業、酪農等の産業の学習や体験）
奉仕活動（勤労、奉仕、ボランティア体験）
地域住民との交流活動（学習活動やものづくり体験）

- (2) 活動内容を選定するにあたっては、青少年愛護条例等との関連を考慮すること。
- (3) 特別な配慮を要する児童については、児童の実態に応じて参加形態を工夫する。
- (4) 保護者や高齢者等地域の人が指導ボランティアとなり、主として児童の活動に対する指導や支援にあたる。

6 経費・保険等

- (1) 本事業は、丹波篠山市が丹波篠山市子どもの居場所づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）に委託して実施する。活動を実施しようとする「地区実行委員会」または「まちづくり協議会」は推進協議会に実施計画書を提出し、推進協議会は提出された実施計画書の内容を精査のうえ、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、「実行委員会」または「まちづくり協議会」に対して一定の範囲内で活動助成金を支給する。
- (2) 一定の範囲内における助成金の確定額については、実施要項にのっとり活動に要した実支出額と実施計画書における予算額合計のいずれか低い額とする。
- (3) 助成対象経費は、消耗品費・通信運搬費・使用料及び賃借料・印刷製本費・教材費・賄材料費・報償費とする。ただし、備品購入費、修繕費、食糧費、謝金、交通費、個人に供する材料費、使用料、賃借料、保険料は経費の対象外とする。（別紙参照）
- (4) 児童の活動に係る保険及び指導ボランティアに係る保険については「地区実行委員会」または「まちづくり協議会」において個人負担で新たに加入するか、PTAや子ども会の活動と位置づけて既に加入している保険等を活用する。

【別紙】

令和7年度 豊かな体験活動（トライしようDAY）

◆助成対象経費の例・・・活動の経費として本事業の予算から支出できます。

科 目	対 象
消耗品費	各種用紙、事務用品、その他消耗品
通信運搬費	切手、物品や機材等の運送に要する経費
使用料及び賃借料	機器・会場・物品等の使用料及び賃借料
印刷製本費	コピー代、印刷代、写真現像代
教材費	指導ボランティア等が活動で使用する教材に要する経費
賄材料費	子どもたちが自ら調理に関わり、食について学ぶ場合の材料費
報償費	活動に関わる指導者・講師・協力者等への謝金

◆助成対象外経費の例・・・本事業の予算からは支出できません。

- 備品購入費、修繕費、食糧費（お茶、茶菓子等）、交通費、保険料
- 個人に支給・貸与されるような品物、食材などに係る材料費（上記賄材料費を除く）

◆助成額

上限 30,000 円

※実施報告書の作成にあたり、「2 事業の成果と課題」の項目については、児童がどのように主体的に関わり、活動したかを含めて記載してください。「3 支出報告」の項目については、決算額・説明（内訳）と活動実績との整合性を図り、経費の使途が明確になるよう具体的かつ詳細に記載してください。また、領収証（コピー可）を添付書類として提出していただきますので、整理して保管しておいてください。なお、領収証は内訳や数量が明記されているものをご用意します。